

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の
閣議決定を受けた対応について

各地方経済産業局担当課室
内閣府沖縄総合事務局地域経済課 御中

平成27年2月27日
中小企業庁 商業課

平素より商業施策に御尽力・御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、都道府県等からの地方分権改革に関する提案募集に基づいて、1月30日に開催された地方分権改革推進本部（第7回会合）におきまして、総理から経済産業大臣に対し、対応方針に基づき取組を進めるよう指示がありました。また、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、対応方針に沿った通知の発出等により措置する事項について、地方からの提案の趣旨を踏まえ、迅速・丁寧に対応するよう依頼されております。

これを踏まえ、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律に係る対応方針について、「商店街活性化事業計画の認定（4条1項）及び商店街活性化支援事業計画の認定（6条1項）については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。」とされているところ、以下の方針で対処いただくようお願いいたします。

記

1 対応内容

- ◇ 国と都道府県及び市町村（特別区含む）の連携強化を図るため、事前相談があった段階での情報提供及び意見聴取
 - ・事業実施主体から経済産業局に事前相談があった段階で、当該計画に係る情報提供を都道府県及び市町村（特別区含む）に行っていただくとともに、意見聴取を行ってください。
 - ・電子メール等による情報提供も可とします。

2 対応開始時期

- ・平成27年3月から

以上